

患者等搬送事業者に対する指導及び認定に関する要綱(平成 2 年 12 月 1 日)の一部を改正する。

平成 21 年 9 月 11 日

帯広市消防長

## 患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、民間による患者等の搬送事業者に対し、必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する患者等の搬送事業者の認定を行うことにより患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

### (用語の意義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 患者等とは、健常者以外の者並びに車椅子又は寝台を必要とする身体障害者及び寝たきり老人をいう。
- (2) 患者等搬送業務とは、患者等を搬送するためにストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を使用し、患者等を搬送する業務又は患者等を搬送するために車椅子のみを固定できる自動車（以下「患者等搬送用自動車（車椅子専用）」という。）を使用し、患者等を搬送する業務をいう。
- (3) 患者等搬送事業者とは、患者等搬送業務を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- (4) 認定事業者とは、第 4 条による認定を受けた患者等搬送事業者をいう。
- (5) 乗務員とは、患者等搬送用自動車又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）に同乗し、搬送業務に従事する者をいう。

### (指導)

第 3 条 消防長は、患者等搬送事業者に対し、別記 1 の患者等搬送事業指導基準（以下「指導基準」という。）により必要な指導を行うものとする。

### (認定)

第 4 条 消防長は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下同じ。）に定める次の各号に掲げる者のうち、帯広市内に事業所を置く患者等搬送事業者に対し、別記 1 に定める指導基準に適合すると認めるときは、患者等搬送事業者として認定するものとする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

2 消防長は、認定を受けようとする患者等搬送事業者に対し、次の各号に掲げる書類を添付し申請させるものとする。

(1) 患者等搬送事業者

ア 患者等搬送事業認定（更新）申請書（様式1）

イ 乗務員名簿（様式2）

ウ 患者等搬送用自動車台帳（様式3）

(2) 患者等搬送事業者（車椅子専用）

ア 患者等搬送事業（車椅子専用）認定（更新）申請書（様式4）

イ 乗務員（車椅子専用）名簿（様式5）

ウ 患者等搬送用自動車（車椅子専用）台帳（様式6）

3 消防長は、前項第1号の申請内容を患者等搬送事業者認定（更新）審査表（様式7）により、第2号の申請内容を患者等搬送事業者（車椅子専用）認定（更新）審査表（様式8）により審査を行うものとする。

4 消防長は、前項の審査の結果、指導基準に適合すると認めたときは認定証等交付書（様式9）により、指導基準に適合しないと認めたときは認定不適合通知書（様式10）により、申請者に対し通知するものとする。

（認定証等の交付等）

第5条 消防長は、前条の規定により患者等搬送事業者の認定をしたときは、次の各号に掲げる認定証等を交付する。

(1) 患者等搬送事業者

ア 患者等搬送事業者認定証（様式11）

イ 患者等搬送事業者認定マーク（様式12）

ウ 患者等搬送用自動車認定マーク（様式13）

(2) 患者等搬送事業者(車椅子専用)

ア 患者等搬送事業者(車椅子専用)認定証（様式14）

イ 患者等搬送事業者(車椅子専用)認定マーク（様式15）

ウ 患者等搬送用自動車(車椅子専用)認定マーク（様式16）

2 消防長は、前項の交付を行った場合、患者等搬送事業者から認定証等受領書（様式17）を徴するものとする。

3 認定証等の有効期間は、交付の日の翌日から起算して5年とする。

（認定の更新）

第6条 消防長は、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとする認定事業者に対し、当該認定の期間の満了する日の1ヶ月前から当該認定の満了する日までの間に更新申請させるものとする。

2 更新申請の手続きは、第4条に規定する認定申請時の手続きを準用するものとする。

(認定証等の再交付)

第7条 消防長は、認定事業者から認定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があったときは、適任証（認定証等）再交付申請書（様式18）により申請させ、再交付することができるものとする。

(認定の取消)

第8条 消防長は、認定事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第4条に定める指導基準に適合しなくなったとき。
- (2) 業務の遂行に当たって、患者等に対して不利益を与えるなど認定を継続することが不相当と判断されるとき。

(認定の失効)

第9条 認定事業者が、次の各号の一に該当するときは、認定はその効力を失うものとする。

- (1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され、又は失効したとき。
- (2) 患者等搬送事業を廃止したとき。
- (3) 認定の有効期間が満了したとき。
- (4) 事業所を帯広市行政区域外へ移転したとき。

(認定証等の返納等)

第10条 消防長は、第8条又は第9条の規定により認定を取消し、又は認定が失効したと認めるときは、認定事業者に対し患者等搬送事業者認定取消（失効）通知書（様式19）により通知するものとする。

2 消防長は、前項の認定事業者に対し認定証等返納書（様式20）に認定証等を付帯させて返納させるものとする。

(認定事業者への指導等)

第11条 消防長は、指導基準の履行状況を把握するため、認定事業者に対し患者等搬送事業者調査表（様式21）又は患者等搬送事業者（車椅子専用）調査表（様式22）により定期的に調査し、不適事項が認められたときは、指導基準に適合するよう指導するものとする。

(届出)

第12条 消防長は、認定事業者に対し、搬送事業の実施において次の各号に掲げる特異な事象が発生したときは、特異事象発生届出書（様式23）により届出させるものとする。

- (1) 患者等を搬送中に容態変化があり、応急処置を実施した場合
- (2) 患者等を搬送中に容態変化があり、救急隊を要請し、又は当初予定していた収容先以外の医療機関等に収容した場合
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第11

4号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症又は新感染症等他の患者等に強い影響を及ぼす感染症と疑われる患者等を扱った場合(事後に判明した場合も含む。)

(4)患者等を搬送中に交通事故等を発生させた場合で、救急隊を要請し、又は当初予定した収容先以外の医療機関等に搬送した場合

2 消防長は、認定事業者が事業内容を変更するときは、患者等搬送事業変更届出書(様式24)により届出させるものとする。

3 消防長は、認定事業者が事業を休止又は廃止するときは、患者等搬送事業休止(廃止)届出書(様式25)により届出させるものとする。

(講習)

第13条 消防長は、乗務員に対し、患者等搬送業務に必要な知識及び技術を習得させるため、次の各号に定める講習の計画を年度ごとに策定し、効果的な講習を行うものとする。

(1)乗務員資格講習とは、患者等搬送業務に必要な知識及び技術を習得させる講習で、別表1に掲げるものをいう。

(2)乗務員(車椅子専用)資格講習とは、患者等搬送業務(車椅子専用)に必要な知識及び技術を習得させる講習で、別表2に掲げるものをいう。

(3)乗務員定期講習とは、患者等搬送業務に必要な知識及び技術の向上を図るための講習で、別表3に掲げるものをいう。

2 消防長は、前項の講習を受講しようとする者に対し、講習受講申請書(様式26)により申請させるものとする。

3 消防長は、前項の申請を受理したときは、講習受講票(様式27)を交付するものとする。

(適任証の交付等)

第14条 消防長は、次の各号に掲げる者に対し、乗務員適任証(様式28)又は乗務員(車椅子専用)適任証(様式29)(以下「適任証」という。)を交付するものとする。

(1)乗務員適任証

ア 第13条第1項第1号に定める乗務員資格講習を修了した者

イ 別表4に掲げる前号と同等以上の知識及び技術を有する者で、特例適任者申請書(様式30)により申請した者

(2)乗務員(車椅子専用)適任証

ア 第13条第1項第2号に定める乗務員(車椅子専用)資格講習を修了した者

イ 別表5に掲げる前号と同等以上の知識及び技術を有する者で、特例適任者申請書(様式30)により申請した者

2 適任証の有効期間は、交付の日の翌日から起算して2年とする。ただし、適任証の有効期間満了前に第13条第1項第3号に定める乗務員定期講習を受講したときは、さらに、2年間有効とし、それ以降も同様とする。

(適任証及び認定証等の再交付)

第15条 消防長は、適任証の交付を受けた者から適任証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があったときは、適任証(認定証等)再交付申請書(様式18)により申請させ、再交付することができるものとする。

(適任証及び認定証等の交付記録)

第16条 消防長は、適任証の適正な交付状況を把握するため、適任証交付記録表(様式31)及び適任証交付者原票(様式32)により記録しておくものとする。

2 消防長は、認定証等の適正な交付状況を把握するため、認定証等交付記録表(様式33)及び認定事業者台帳(様式34)により記録しておくものとする。

(情報の提供等)

第17条 消防長は、認定事業者から診療情報の照会があったときは、帯広市消防本部で把握している医療機関等の診療情報を提供するものとする。

2 消防長は、市民等から患者等搬送事業者の照会があったときは、認定事業者を紹介するものとする。

(雑則)

第18条 この要綱の施行に関し、必要な事項は消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月11日から施行する。

## 別記1（第3条関係）

### 患者等搬送事業指導基準

#### 1 共通事項

##### （1）事業実施の基本原則

ア 生命に危険があり、又は症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関その他の場所に搬送しなければならない患者等は、搬送の対象としないこと。

イ 患者等搬送事業者は、患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。

ウ 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、関連法規を遵守すること。

##### （2）消防機関への通報等

患者等搬送事業者は、次のいずれかに該当する場合は、患者等の居る場所、状態、既往症、掛かり付けの医療機関名等の情報を消防機関に通報し、救急自動車を要請すること。

ア 患者等からの搬送依頼時の依頼内容から緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合。なお、この場合は、併せて患者等搬送用自動車又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）（以下「患者等搬送用自動車等」という。）に同乗し搬送業務に従事する者を派遣すること。

イ 患者等から搬送依頼を受けた場所に到着後、症状から緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合

ウ 患者等の搬送途上において、患者等の症状が悪化し、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合

##### （3）応急手当の実施

乗務員は、搬送途上において患者等の症状の悪化を防止するため緊急やむを得ない場合は、必要最小限度の応急手当を実施すること。

##### （4）定期講習

患者等搬送事業者は、乗務員適任証又は乗務員(車椅子専用)適任証の交付を受けた乗務員に対し、応急手当技能を適切に管理するため、2年に1回以上消防機関が行う別表3に掲げる乗務員定期講習を受講させること。

##### （5）消毒の実施要領等

ア 患者等搬送用自動車等及び積載資器材の消毒は、別記別表3の消毒実施要領に基づき、次により実施すること。

（ア）定期消毒 毎月1回以上

（イ）使用後消毒 毎使用後

イ 医師から消毒について特別な指示があった場合は、指示に基づいた消毒を行うこと。

(6) 消毒の表示

前記の消毒を実施した場合は、消毒実施記録表（別記様式）に記載し、患者等搬送用自動車等の車内の見やすい場所に表示すること。

(7) 衛生・安全管理等

ア 乗務員の服装は、患者等の搬送業務にふさわしいものとし、清潔の保持に努めること。

イ 乗務員は、身体の清潔保持に努めること。

ウ 患者等搬送用自動車等及び積載資器材については、点検整備を確実にを行い、清潔保持に努めること。

エ 患者等の搬送業務にあたっては、安全ベルトを装着させるなど搬送時の安全に努めること。

(8) 車両の外観

患者等搬送用自動車等には、サイレン及び赤色灯の装備をするなど、救急車と紛らわしい外観を呈していないこと。

(9) 事業案内

患者等搬送事業所、患者等搬送用自動車等及びパンフレットその他これらに類するものに、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表示はしないこと。

2 個別事項

(1) ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業

ア 乗務員の要件

乗務員は満18才以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 別表1に掲げる消防機関が行う講習を修了した者

(イ) 別表4に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有する者

イ 適任証の携帯

乗務員は、患者等搬送業務に従事するときは、適任証を携帯すること。

ウ 運行体制

患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員をもって業務を行わせること。ただし、退院等を目的として運行する場合又は医師若しくは看護師等が同乗する場合は、乗務員を1名とすることができる。

エ 患者等搬送用自動車の要件

患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造及び設備を有するものとする。

(ア) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有すること。

(イ) 十分な緩衝装置を有すること。

(ウ) 換気及び冷暖房の設備を有すること。

(エ) ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。

(オ) ストレッチャーは、長さ1.9 m以上、幅0.5 m以上、高さ0.3 m以上のものであること。

(カ) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

(キ) 患者等用の安全ベルトが装備されていること。

オ 患者等搬送用自動車の外観

患者等搬送用自動車の車体には、患者等搬送用自動車である旨の表示を別記別図1により行うこと。

カ 積載資器材

患者等搬送用自動車には、別記別表1に掲げる資器材を積載すること。

(2) 車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業

ア 乗務員（車椅子専用）の要件

患者等搬送用自動車（車椅子専用）に同乗し搬送業務に従事する者（以下「乗務員（車椅子専用）」という。）は、満18才以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 別表2に掲げる消防機関が行う講習を修了した者

(イ) 別表5掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有する者

イ 適任証（車椅子専用）の携帯

乗務員（車椅子専用）は、患者等搬送業務（車椅子専用）に従事するときは、適任証（車椅子専用）を携帯すること。

ウ 運行体制

患者等搬送事業者（車椅子専用）は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき1名以上の乗務員（車椅子専用）をもって業務を行わせること。ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師等を同乗させる、又は乗務員（車椅子専用）数を2名以上とする等、対応に必要な体制を確保すること。

エ 患者等搬送用自動車（車椅子専用）の要件

患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次に掲げる構造及び設備を有するものとする。

(ア) 乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有すること。

(イ) 十分な緩衝装置を有すること。

(ウ) 換気及び冷暖房の設備を有すること。

(エ) 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。

(オ) 車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。

(カ) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

(キ) 患者等用の安全ベルト等が装備されていること。

オ 患者等搬送用自動車（車椅子専用）の外観

患者等搬送用自動車（車椅子専用）の車体には、患者等搬送用自動車である旨の表



示を別記別図 2 により行うこと。

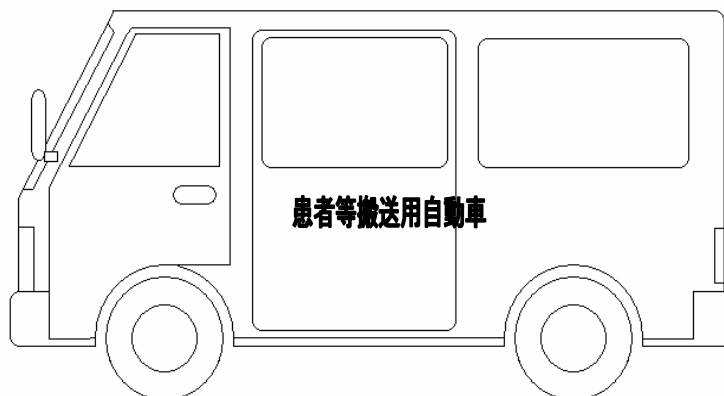
カ 積載資器材

患者等搬送用自動車（車椅子専用）には、別記別表 2 に掲げる資器材を積載すること。

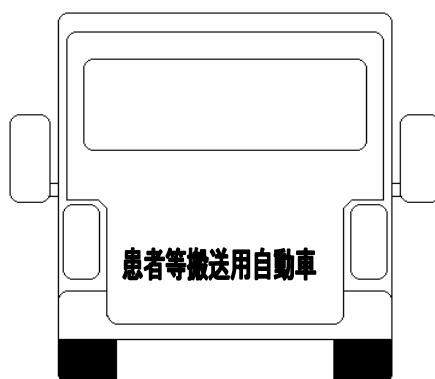
別記別図 1 (指導基準 2 (1) 才関係)

患者等搬送用自動車の表示方法

(側面の表示)



(後方の表示)



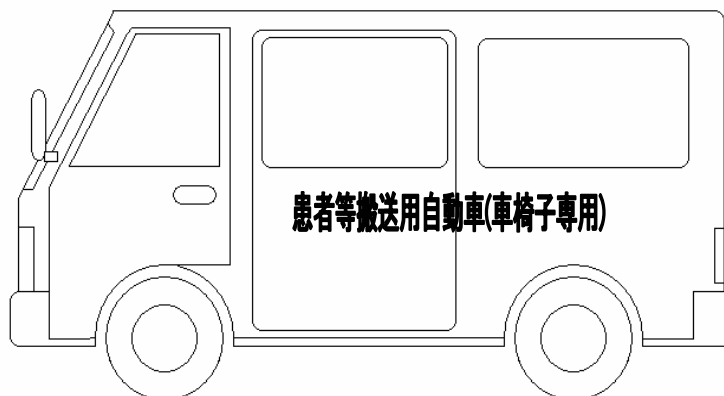
注 1 「患者等搬送用自動車」の文字の大きさは、縦・横 5 センチメートル以上で、ペンキ等(色については指定しない。)により横書きし、自動車の両側面及び後面に表示すること。ただし、国土交通省で定める「民間患者等輸送車」の表示がされている場合は、この限りではない。

2 「帯広市消防本部認定」の表示は任意とし、文字の大きさは縦・横 5 センチメートル以下でペンキ等(色については指定しない。)により横書きとする。

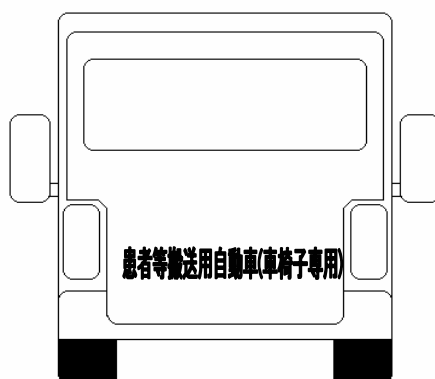
別記別図 2 (指導基準 2 (2) 才関係)

患者等搬送用自動車 (車椅子専用) の表示方法

(側面の表示)



(後方の表示)



注 1 「患者等搬送用自動車 (車椅子専用)」の文字の大きさは、縦・横 5 センチメートル以上で、ペンキ等 (色については指定しない。) により横書きし、自動車の両側面及び後面に表示すること。ただし、国土交通省で定める「民間患者等輸送車」の表示がされている場合は、この限りではない。

2 「帯広市消防本部認定」の表示は任意とし、文字の大きさは縦・横 5 センチメートル以下でペンキ等 (色については指定しない。) により横書きとする。

別記別表 1 (指導基準 2 (1) オ関係)

患者等搬送用自動車に積載する資器材

項 目	資 器 材 名
呼吸管理用資器材	バックバルブマスク ポケットマスク
保温用資器材	敷物 保温用毛布
搬送用資器材	担架 枕
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル 絆創膏
消毒用資器材 (車両・資器材用)	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ピンセット 膿盆汚物入れ 手袋 体温計 ※AED

「※」は、任意の積載とする。

別記別表 2 (指導基準 2 (2) カ関係)

患者等搬送用自動車 (車椅子専用) に積載する資器材

項 目	資 器 材 名
呼吸管理用資器材	※バックバルブマスク ポケットマスク
保温用資器材	※敷物 保温用毛布
搬送用資器材	担架 ※枕
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル 絆創膏
消毒用資器材 (車両・資器材用)	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ※ピンセット 膿盆汚物入れ 手袋 体温計 ※AED

「※」は、任意の積載とする。

別記別表 3 (指導基準 1 (4) 関係)

消毒実施要領

1 主な消毒の区分及び使用上の注意

区分	薬品名	適用 (濃度) 等	使用上の注意
薬物消毒	塩化ベンザルコニウム	1 手指・皮膚・・・0.05~0.1% 2 器具類・・・・・・0.1%  作り方 濃度 0.1%の消毒液 1ℓ ・消毒液 (原液 10%) 10CC + 水 990CC	1 結核菌に対しては有効ではない。 2 石けん類は殺菌効果を弱めるので、クレゾール石けん液等との併用は避ける。 3 血清、汚物等の存在下では、著しく効果が減少するので、器具等に付着している場合は、十分に洗い落としてから使用すること。 4 合成ゴム製品、合成樹脂製品等への使用は避けることが望ましい。
	クレゾール石けん	1 手指・皮膚・・・1~2% 2 器具類・・・・・・1~2% 3 排泄物・・・・・・3%  作り方 濃度 2%の消毒液 1ℓ ・消毒液 (原液 50%) 40CC + 水 960CC  濃度 3%の消毒液 1ℓ ・消毒液 (原液 50%) 60CC + 水 920CC	1 濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちにふきとり石けん水と水でよく洗い流す。 2 浄水で希釈すると次第に混濁して沈殿することがあるので、このような場合には上澄み液を使用する。 3 ウイルスに対しては、有効ではない。
	消毒用エタノール	1 手指・皮膚 2 器具類 ※ 使用するときには、必要な量だけ取り出し、原液の濃度をできるだけ変化させない。	1 希釈しないで使用する。 2 広範囲又は長時間使用する場合には、蒸気の吸入に注意すること。 3 血清、膿汁等の蛋白質を凝固させ内部にまで浸透しないことがあるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分に洗い落としてから使用すること。

	次亜塩素酸ナトリウム	<p>1 手指・皮膚・・・・・・・・0.01～0.05%</p> <p>2 器具類・・・・・・・・0.02～0.05%</p> <p>3 排泄物・・・・・・・・0.1～1%</p> <p>4 HBウイルス等</p> <p>(1) 汚染・・・・・・・・1%</p> <p>(2) 汚染(疑)・・0.1～0.5%</p> <p>作り方</p> <p>濃度1%の消毒液 1ℓ</p> <p>・消毒液(原液6%)</p> <p>167CC+水833CC</p> <p>濃度0.5%の消毒液 1ℓ</p> <p>・消毒液(原液6%)</p> <p>83CC+水917CC</p> <p>濃度0.05%の消毒液 1ℓ</p> <p>・消毒液(原液6%)</p> <p>8CC+水992CC</p>	<p>1 血清、膿汁等は殺菌作用を減弱させるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分に洗い流してから使用すること。</p> <p>2 金属を腐食させるので、器具等に使用する場合には注意すること。</p> <p>3 濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちにふきとり石けん水と水でよく洗い流す。</p> <p>4 結核菌に対しては有効でない。</p>
その他の消毒	日光消毒	衣類、毛布、敷物等で上記の消毒法を実施できない場合は、薬物消毒と併用して直射日光で消毒する。	

## 2 消毒の実施要領

区分	血液、嘔吐等による汚染等を受けた場合	左記以外の汚染の場合
資器材	<p>1 消毒剤による</p> <p>2 流水による洗浄</p> <p>3 消毒、滅菌</p>	<p>1 流水による消毒</p> <p>2 消毒、滅菌</p>
車内	<p>1 消毒剤による清拭、噴霧消毒</p> <p>2 流水による洗浄</p>	<p>1 流水による洗浄</p> <p>2 消毒剤による清拭</p>
備考	<p>1 車内で、水漏れを避けなければならない場所は、消毒剤による清拭を行うものとする。</p> <p>2 消毒実施時には、ディスポーザブルのビニール手袋等を装着すること。</p>	

## 3 消毒の種類

### (1) 定期消毒

一定期間(1か月)ごとに実施日を定め、積載資器材の保管状況により汚染が疑われ

るものや車両内部の全般にわたって綿密に実施するもの。

(2) 使用後消毒

患者等を扱った場合に使用した資器材、車両内部及び乗務員等の手指等について実施する。

(3) 臨時消毒

法定伝染病及びこれに準ずる伝染病並びにその疑いのある傷病者を扱った場合、医師等の指示に従い積載資器材、車両内部及び乗務員等の衣類等について実施する。



